平成２２年（フ）第１０８号
宮崎県都城市立野町3766番地２　ダウンタウン益吉101号
債務者　髙山　稔央（旧姓新増）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目８番２号　Ｗｉｌｌ田上201号
債務者　佐藤　亜希
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号　フロウレス新屋敷107号
債務者　坂口　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目13番４号
債務者　古野　美樹
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目15番15号小禄住宅17
債務者　宮城　正美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目15番15号小禄住宅17
債務者　宮城　　等
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目150番地５　レオパレス栄209
債務者　玉城　真鶴
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２７号
沖縄県南城市玉城字愛地20番地
債務者　知花　枝真
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４３７号
兵庫県明石市魚住町清水162番地の56、旧住所兵庫県明石市大久保町西島610―３エクセランス大久保Ⅱ番館109
債務者　大西しのぶ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
神戸市西区池上４丁目24―２押部マンションⅡ―102、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬36―11―705
債務者　嶋崎　千三
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
神戸市中央区脇浜海岸通３―１―17―701、住民票上の住所神戸市西区糀台３丁目32番地の３―110号
債務者　松尾知佐子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
神戸市西区今寺32―15　サニーパレス伊川谷106、住民票上の住所神戸市西区糀台３丁目32番地の３―110号
債務者　松尾　俊宏
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
神戸市西区大津和２丁目８番地の１　208号
債務者　吉田　俊男
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
兵庫県明石市大久保町西島220番地の６　ＹＫハイツ江井ヶ島101号、旧住所神戸市垂水区福田５丁目５番18号
債務者　椎名のり子（旧姓森實）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
兵庫県明石市大久保町西島610番地の３　エクセランス大久保Ⅱ番館601号
債務者　菊野玖美子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
神戸市西区竜が岡５丁目18番地の14
債務者　梅原　万理
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９号
奈良県生駒市俵口町814番地１
債務者　澤田美知子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所